

仕 様 書

1 業務名称

東住吉区地域活動活性化促進事業【長期継続契約】

2 目的

大阪市では、市政改革計画「新・市政改革プラン」における改革の1つとして、「ニア・イズ・ベターの徹底」を掲げ、地域の実情や特性に応じたきめ細やかな地域運営を促進するため、地域活動協議会への効果的な支援の実施に取り組むこととしている。

東住吉区においては、自律して活発に活動を進めている地域がある一方で、地域住民の参加が少ない地域や地域特性に応じた取り組みが進んでいない地域があり、各地域活動協議会の実情に即したきめ細やかな支援が必要とされている。また、担い手不足を解消し、地域活動協議会の認知度を高めるためには、幅広い住民の参画を促進する「開かれた組織運営」と「会計の透明性」の支援も必要である。

そして、このような支援を行うには、民間事業者の柔軟な立場を活かした地域活動協議会の人材育成、資金確保、組織運営等の支援及び地域活動協議会の構成団体の活動情報を発信する支援等が必要となる。

本委託事業は、地域活動協議会が民間事業者の上記支援を受けることによって、住み慣れた地域で人と人とがつながり合い、支え合うコミュニティ豊かな地域社会の実現、及び、多様な活動主体が「自らの地域のことは自らの地域が決める」という意識のもとで、相互に理解し信頼し合いながら地域課題の解消に取り組み、住民主体の自律的な地域運営が進められる地域社会の実現を目的とする。

3 履行期間

令和8年4月1日から令和11年5月31日まで

4 適用範囲

- (1) この仕様書に規定する事項は受注者がその責任において履行するものとする。
- (2) 本業務委託について、契約書に定められた事項以外はこの仕様書及び本市職員の指示によるものとする。
- (3) 受注者は契約書及び仕様書に明示のない場合又は疑義を生じた場合は、発注者（東住吉区役所区民企画課）と協議するものとする。

5 業務概要

地域活動協議会の自律的な地域運営の支援が効果的・計画的に行えるように、長期継続契約とする。提案にあたっては、PDCA による管理を行いながら、単年度事業ではできない戦略的な支援を提案すること。

(1) 運営支援業務（区が指定する概ね6地域対象）

区が指定する概ね6地域の地域活動協議会を訪問し、組織運営や補助金等に関する助言や提案等の支援により課題解決を図る。また、その好事例を区全体へ広げることによって、他の地域との連携や区全体の底上げについても図る。

(2) 組織強化支援業務（全地域対象）

全地域を対象として、組織や活動の強化や継続を図る。

（効果的な情報発信の手法の提案と支援については重点の支援取組みとする。）

(3) 相談支援業務（全地域対象）

地域活動における総合相談業務

※上記(1)～(3)の業務内容は別表1（業務内容一覧）のとおり

(4) 事業計画の策定

詳細は別表2（提出書類）の「1 事業計画書」のとおり

※委託期間全体の長期計画と各年度の短期計画。

(5) 業務報告

ア 詳細は別表2（提出書類）の「2 業務報告書」のとおり。

イ 発注者と打合せした場合は受注者がその記録を残し、発注者の承認を得ること。

ウ 特に別表2（提出書類）の「2-4 地域活動協議会別事業報告書（毎月）」は、発注者との打ち合わせに使用するため、原則、毎月5日には前月分を書面にて提出すること。また、互いに疑義等が生じた場合はその都度打ち合わせを行い、受注者がその記録を残し、発注者の承認を得ること。

(6) 連絡調整会議への参加等

ア 各区の地域活動協議会支援事業受注者と大阪市各区役所を対象にした連絡調整会議等（大阪市市民局が年数回開催する予定）に参加し、必要に応じて資料作成・情報交換等を行うこと。

イ 発注者及び大阪市市民局から依頼する地域活動協議会等への支援状況に関する照会に回答すること。

6 業務体制等に関する事項

(1) 業務責任者等の設置と業務体制の確立

- ア 受注者は発注者と随時連絡がとれ、且つ、発注者または地域活動協議会の業務上の依頼に対して即座に対応できる業務実施体制を確立しなければならない。
- イ 受注者は発注者に対して上記内容を本契約締結時に書面で届け出なければならない。

(2) 服務規律

- ア 受注者は従事者に対して業務を行う際に適した統一された服装及び名札を着用させ、業務従事者であることを明確にするとともに、常に清潔を保たせなければならない。
- イ 受注者は業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。
- ウ 受注者は大阪市の信用を失墜する行為をしてはならない。
- エ 受注者は本委託業務従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務を遂行するよう、適切な研修を実施すること。また、研修終了後速やかに「人権問題研修実施報告書」を提出すること。

(<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000618834.html>)

7 実施場所

詳細は別表 3（東住吉区内地域活動協議会と主たる事務所の所在地）のとおり

8 本区における具体的な成果目標

(1) 別表 4（自律的運営に向けた地域活動協議会の取組（イメージ））

全地域活動協議会について、「自律的に実施すべき基本的な事項」を全て達成の上、「自律的な実施をめざす発展的な事項」のうち、10 項目以上の達成を目標とする。

※【参考】令和 6 年度東住吉区地域活動活性化促進事業委託者の期末評価について

<https://www.city.osaka.lg.jp/higashisumiyoshi/page/0000633359.html>

(2) 本区が地域活動協議会に対して実施するアンケート調査

項 目	目標値
支援事業者が地域の実情やニーズに即した支援を実施していると思う割合	80%以上
地域活動協議会の構成団体が地域特性に即した地域課題の解決に向けた取組を自律的に進められている状態にあると思う割合	90%以上

9 事業評価等について

令和8年度以降、毎年1～3月頃に事業評価及び検証を実施する予定であるため、本市の求める資料を提出すること。また、これらの検証等内容は発注者と受注者が改善策等について協議のうえ、委託業務内容に反映し、業務を遂行するものとする。なお、この事業評価及び検証の結果については公表する。

10 事務引継ぎについて

契約締結までの間に、現行の地域活動活性化促進事業業務委託（契約期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日）の受注者からの事務引継ぎを受けること。また、令和11年度6月からの受注事業者に対し事務引継ぎを行うこと。

11 その他

- （1）業務実施にかかる一切の経費は受注者において負担すること。
- （2）本業務委託にかかる東住吉区民ホール・市立東住吉会館の使用料は、当区事業により不要とする。
- （3）本市の求めに応じて適宜情報収集及び調査・分析を行い、本委託業務に反映すること。
- （4）この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者において協議の上決定する。
- （5）事業実施にあたっては、本市事業を積極的に活用すること（経費は原則として本市負担とする）

活用できる本市事業（一例）

- ① 大阪市民活動総合ポータルサイト事業（市民局委託事業）
- ② 地域公共人材バンク事業（市民局委託事業）

その他各種本市職員による講座 等